



268/

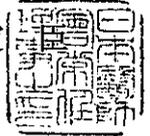
(地Ⅲ218)

平成19年2月6日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

今村 定



児童相談所運営指針等の改正について

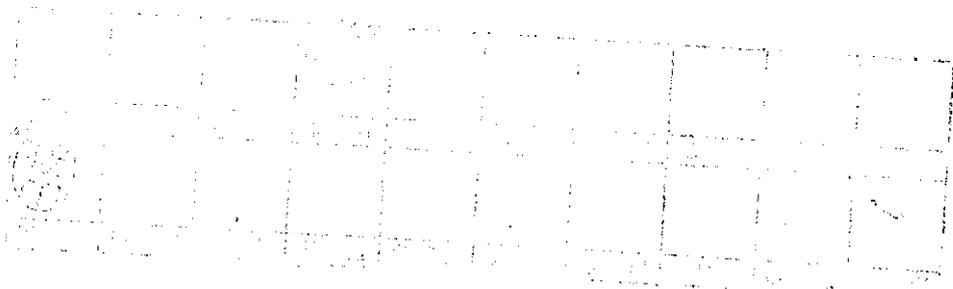
時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より、各都道府県知事等に対して、児童相談所運営指針等の改正について通知がなされ、その概要について公表されました。

児童虐待により子どもの尊い命が失われるなどの深刻な事件が頻発しており、児童相談所における立入調査や一時保護等の措置が迅速かつ確実に行われるとともに、関係機関相互の連携強化を図るなど、子どもの安全確保を最優先とした対応を行うことが喫緊の課題となっております。

このため、児童相談所及び市町村（要保護児童対策地域協議会）の運営強化を図るため、今般、別添のとおり「児童相談所運営指針について」、「市町村児童家庭相談援助指針について」、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」が改正されたものであります。また、児童相談所における児童虐待の対応を強化するため、「子ども虐待対応の手引き」についても併せて改正されました。

つきましては、参考までにお送りいたしますので、貴会におかれましても、児童虐待防止の徹底が図られるよう、今般の改正の内容についてご了知いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

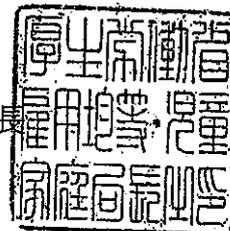




雇児発第0123002号
平成19年1月23日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長 } 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



児童相談所運営指針等の改正について

児童虐待により子どもの尊い命が失われるなどの深刻な事件が頻発しており、児童相談所における立入調査や一時保護等の措置が迅速かつ確実に行われるとともに、関係機関相互の連携強化を図るなど、子どもの安全確保を最優先とした対応を行うことが緊喫の課題となっている。

このため、児童相談所及び市町村（要保護児童対策地域協議会）の運営強化を図るため、今般、別添のとおり、「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日雇児発第133号）、「市町村児童家庭相談援助指針について」（平成17年2月14日雇児発第0214002号）、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（平成17年2月25日雇児発第0225001号）を改正したものである。

については、児童虐待防止の徹底が図られるよう、今般の改正の内容についてご了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に対し、積極的な周知を図られたい。

また、本改正に基づき、立入調査や一時保護等の迅速な対応が期待される場所であるが、都道府県等におかれては、子どもの保護が適切に行われるよう、必要となる一時保護所定員の拡充や一時保護委託の積極的な活用など、適切な措置を講じるよう努められたい。

なお、この通知は、地方自治体（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

おって、通知の主な改正内容は別紙のとおりであるので、参考とされたい。

(別紙)

○児童相談所運営指針等の主な改正内容

- 1 虐待通告の受付の基本を徹底
 - ・虐待に関する情報については、すべて虐待通告として受理し、記録票に留めた上で緊急受理会議を開催することを徹底する。
- 2 安全確認に関する基本ルールを設定
 - ・児童相談所の虐待対応において、迅速かつ的確な対応が求められていることから、安全確認を行う時間ルールを設定し、48時間以内が望ましい旨を明記する。
 - ・市町村においても安全確認を行うことを明確化する。
 - ・市町村から児童相談所に対して、立入調査や一時保護の実施に関し、通知できる仕組みを導入する。
- 3 「きょうだい」事例への対応を明確化
 - ・児童記録票は、世帯単位ではなく、相談を受理した子どもごとに作成する。
- 4 すべての在宅の虐待事例に関する定期的なフォロー
 - ・児童相談所が担当している在宅の虐待事例については、状況の変化等をフォローするため、すべてのケースについて、定期的に現在の状況を会議で検討することとする。
- 5 関係機関相互における情報共有の徹底（要保護児童対策地域協議会の運営強化）
 - ・児童相談所は、関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、市町村及び要保護児童対策地域協議会への提供を義務づける。
 - ・要保護児童対策地域協議会の調整機関が、すべての虐待事例について進行管理台帳を作成することとし、実務者会議等の場において、定期的に（3か月に1度程度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針等について、チェックする仕組みを導入する。
 - ・児童相談所と警察署、都道府県児童福祉担当部局と都道府県警察本部のそれぞれにおいて連携体制を整備し、相互に情報を交換し、対応する。
 - ・児童相談所は、養育支援の必要性が認められる場合には、育児支援家庭訪問事業の活用について、市町村に対し通知できることを明確化する。
- 6 その他
 - ・いじめ相談に対応する際の留意点を明記する。

児童相談所運営指針新旧対照表

児童相談所運営指針

改正後

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務
第2節 相談の受付と受理会議

6. 相談受付の方法

相談の受付時は子どもや保護者等によって危機的な状況である場合もあり、この間の相談受付の方法がその後の経過に大きな影響を与えることとなる。したがって、子どもや保護者の気持ちと和らげ、秘密は守る旨話す等受容的かつ慎重に対応する。

なお、児童虐待防止法第6条で、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県を設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされている。虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされず、限らず相談・情報提供等の形態でもたらされることが多いことから、外部からの個人を特定できる虐待に関する情報（要保護児童対策地域協議会等の事例検討の場において協議された事例であって、市町村が送致を要しないものとして対応しているケースを除く。）については、すべて虐待通告として、虐待相談・通告受付票（虐待対応の手引き：第3章、表3-1を参照）を起し、緊急受理会議を開き、対応を組織的に協議すること。

市町村、福祉事務所及び児童相談所は、相互に緊密に連携し、夜間、休日等であっても通告を受けて適切に対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。

このため、児童相談所においては、当直体制の整備など自らが通告を受けて適切な対応が取れるよう体制の確保に努めるほか、児童相談所が市町村や福祉事務所とは異なり、立入調査や一時保護等の権限の行使を認められた児童福祉の専門機関であることも踏まえ、夜間、休日等の執務時間外の市町村等からの送致や相談に適切に対応することが必要である。

また、守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第3項、同法第7条）や調査項目、速やかな安全確認（児童虐待防止法第8条）等について所内で意思統一を図っておく必要がある。

現行

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務
第2節 相談の受付と受理会議

6. 相談受付の方法

相談の受付時は子どもや保護者等によって危機的な状況である場合もあり、この間の相談受付の方法がその後の経過に大きな影響を与えることとなる。したがって、子どもや保護者の気持ちと和らげ、秘密は守る旨話す等受容的かつ慎重に対応する。

なお、児童虐待防止法第6条で、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県を設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされている。虐待相談においては特に受付段階（初期段階）の対応が重要であり、その後の対応に決定的な影響を与えることもあれば、積極的に通告として対応するよう努めなければならない。

市町村、福祉事務所及び児童相談所は、相互に緊密に連携し、夜間、休日等であっても通告を受けて適切に対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。

このため、児童相談所においては、当直体制の整備など自らが通告を受けて適切な対応が取れるよう体制の確保に努めるほか、児童相談所が市町村や福祉事務所とは異なり、立入調査や一時保護等の権限の行使を認められた児童福祉の専門機関であることも踏まえ、夜間、休日等の執務時間外の市町村等からの送致や相談に適切に対応することが必要である。

また、守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第3項、同法第7条）や調査項目、速やかな安全確認（児童虐待防止法第8条）等について所内で意思統一を図っておく必要がある。

改正後

現行

7. 受理会議

(1) 受理会議の目的

受理会議の目的は以下のとおりである。
児童相談所で受け付けた事例について協議し、主たる担当者、調査及び診断の方針、安全確認（児童虐待防止法第8条）の時期や方法、一時保護の要否等を検討するとともに、既にとられた対応の適否や調査・診断中の事例の結果を報告、再検討し、最も効果的な相談援助方法を検討することである。
なお、来談者の相談内容（主訴）と児童相談所が援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合もあるので、受理会議ではこれらについても十分検討を行う。

(2) 受理会議の方法

原則として週1回定例の会議を開催する。このほか虐待通告があった場合等の緊急に受理会議を開催する必要がある場合には随時開催する。

- イ 相談・指導部門の長が主宰し、児童相談所長、各部門の長及び受付相談員等が参加する。緊急に受理会議を開催する場合には柔軟に対応する。
- ウ 提出する事例は児童相談所でその週に受け付けた全事例、調査・診断の結果報告、再検討を要する事例等である。
- エ 事例の中には比較的軽易な検討ですむものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営を心がける。
- オ 会議の経過及び結果は受理会議録に記載し、保存する。
- カ 会議の結果に基づき、当面的方針や主たる担当者、調査及び診断の方針、一時保護の要否等を決定する。
- キ 受理した事例の進行状況の把握・管理のため所長が決裁する。

8. 児童記録票の作成

- (1) 児童記録票は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごと
- (2) 受理会議終了後、児童記録票の番号を確定する。再相談の場合は、これまでの児童記録票が再びおこされることになる。

7. 受理会議

(1) 受理会議の目的

受理会議の目的は以下のとおりである。
児童相談所で受け付けた事例について協議し、主たる担当者、調査及び診断の方針、安全確認（児童虐待防止法第8条）の時期や方法、一時保護の要否等を検討するとともに、既にとられた対応の適否や調査・診断中の事例の結果を報告、再検討し、最も効果的な相談援助方法を検討することである。
なお、来談者の相談内容（主訴）と児童相談所が援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合もあるので、受理会議ではこれらについても十分検討を行う。

(2) 受理会議の方法

原則として週1回定例の会議を開催する。このほか緊急に受理会議を開催する必要がある場合には随時開催する。

- イ 相談・指導部門の長が主宰し、児童相談所長、各部門の長及び受付相談員等が参加する。緊急に受理会議を開催する場合には柔軟に対応する。
- ウ 提出する事例は児童相談所でその週に受け付けた全事例、調査・診断の結果報告、再検討を要する事例等である。
- エ 事例の中には比較的軽易な検討ですむものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営を心がける。
- オ 会議の経過及び結果は受理会議録に記載し、保存する。
- カ 会議の結果に基づき、当面的方針や主たる担当者、調査及び診断の方針、一時保護の要否等を決定する。
- キ 受理した事例の進行状況の把握・管理のため所長が決裁する。

8. 児童記録票の作成

- (1) 受理会議終了後、児童記録票の番号を確定する。再相談の場合には、これまでの児童記録票が再びおこされることになる。

改正後

第3節 調査

3. 調査の開始

調査の開始及び担当者は原則として受理会議を経て決定する。ただし、緊急の場合、巡回相談中の受付の場合等においてはこの限りでない。

虐待通告（「送致」を含む。）を受けた場合であつて、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに緊急受理会議を開催し、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法の対応方針を決定する。

なお、安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定められた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

また、こうした初期対応のほか、必要に応じて、後日、追加的なアセスメントを適切に実施する。

4. 調査事項

(1) 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には以下の事項が調査対象となる。

- ① 子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況
- ② 子どもの家庭環境、家族の状況
- ③ 子どもの生活歴、生育歴
- ④ 子ども、保護者等の現況
- ⑤ 過去の相談歴等
- ⑥ 児童相談所以外の機関の子ども・家族への援助経過
- ⑦ 援助等に関する子どもや保護者等の意向
- ⑧ その他必要と思われる事項

(2) 法第25条の6において、児童相談所は、法第25条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、その子どもの状況の把握を行うものとされている。

現行

第3節 調査

3. 調査の開始

調査の開始及び担当者は原則として受理会議を経て決定する。ただし、緊急の場合、巡回相談中の受付の場合等においてはこの限りでない。

4. 調査事項

(1) 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には以下の事項が調査対象となる。

- ① 子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況
- ② 子どもの家庭環境、家族の状況
- ③ 子どもの生活歴、生育歴
- ④ 子ども、保護者等の現況
- ⑤ 過去の相談歴等
- ⑥ 援助等に関する子どもや保護者等の意向
- ⑦ その他必要と思われる事項

(2) 法第25条の6において、児童相談所は、法第25条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、その子どもの状況の把握を行うものとされている。

特に児童虐待に係る通告については、児童相談所が児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告又は市町村若しくは都道府県の設置する福祉事務所からの送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、その子どもとの面会その他の手段によりその子どもの安全の確認を行うよう努めなければならないこととされている。(児童虐待防止法第8条第2項)

5. 調査の方法

(4) 立入調査

ア 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立を行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合も行えることに留意する。

イ また、児童虐待防止法第9条の規定では、児童虐待が行われているおそれがあるとき子ども住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をすることができ、同条第2項において、立入り及び調査又は質問を正当な理由なく拒否をした場合等については、必要に応じて法第62条第1号の規定の活用を図ること。

ウ 立入調査の必要がある場合には、都道府県知事等(児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長)の指示のもとに実施する。(削除)

ウ 立入調査に当たっては、必要に応じ、市町村に対し関係する職員の同行・協力を求める。また、子ども又は調査担当に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、必要に応じ、児童虐待防止法第10条により警察に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を最優先した臨機応変の対応に努める。

なお、警察への援助の依頼については、第7章第14節「5. 虐待事例等における連携(3)立入調査における連携」を参照すること。

特に児童虐待に係る通告については、児童相談所が児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告又は市町村若しくは都道府県の設置する福祉事務所からの送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、その子どもとの面会その他の手段によりその子どもの安全の確認を行うよう努めなければならないこととされている。(児童虐待防止法第8条第2項)

5. 調査の方法

(4) 立入調査

ア 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立を行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合も行えることに留意する。

イ また、児童虐待防止法第9条の規定では、児童虐待が行われているおそれがあるとき子ども住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をすることができ、同条第2項において、立入り及び調査又は質問を正当な理由なく拒否をした場合等については、必要に応じて法第62条第1号の規定の活用を図ること。

ウ 立入調査の必要がある場合には、都道府県知事等(児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長)の指示のもとに実施する。市町村吏員に立入調査を行わせるときは市町村長を通じ指示・監督することが適当である。

ウ 立入調査に当たっては、必要に応じ、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、児童虐待防止法第10条により警察に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を最優先した臨機応変の対応に努める。

なお、警察への援助の依頼については、第7章第14節「5. 虐待事例等における連携(2)立入調査における連携」を参照すること。

改正後

エ 立入調査に当たっては、その後の家庭裁判所における審判等における事実関係の確認に資するため、必要な範囲において写真やビデオあるいはスケッチ等を含め具体的、詳細な調査記録の作成を行うとともに、関係書類等の入手・保存に努める。

オ 立入調査については、平成12年11月20日児発第875号「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について」及び平成16年8月13日雇発第0813002号「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について」、本指針並びに平成9年6月20日児発第434号「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」及び「子ども虐待対応の手引き」に基づき行う。

現行

エ 立入調査に当たっては、その後の家庭裁判所における審判等における事実関係の確認に資するため、必要な範囲において写真やビデオあるいはスケッチ等を含め具体的、詳細な調査記録の作成を行うとともに、関係書類等の入手・保存に努める。

オ 立入調査については、平成12年11月20日児発第875号「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について」及び平成16年8月13日雇発第0813002号「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について」、本指針並びに平成9年6月20日児発第434号「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」及び「子ども虐待対応の手引き」に基づき行う。

第6節 援助方針会議

- (1) 援助方針会議は調査、診断、判定等の結果に基づき子どもや保護者等に対する最も効果的な援助指針を作成、確認するために行う。援助指針は、援助方針会議の結果に基づき事例の担当者が作成する。なお、援助指針の意義、内容等については、第1章第4節を参照すること。
- (2) 援助方針会議は、原則として受理会議後、児童相談所が相談援助活動を行うこととしたすべての事例の援助について検討を行う。

第6節 援助方針会議

- (1) 援助方針会議は調査、診断、判定等の結果に基づき子どもや保護者等に対する最も効果的な援助指針を作成、確認するために行う。援助指針は、援助方針会議の結果に基づき事例の担当者が作成する。なお、援助指針の意義、内容等については、第1章第4節を参照すること。
- (2) 援助方針会議は、原則として受理会議後、児童相談所が相談援助活動を行うこととしたすべての事例の援助について検討を行う。

現に援助中の事例の終結、変更（措置の解除、停止、変更、在所期間の延長、援助指針の変更等も含む）等についても検討を行う。その際、事例の中には比較的軽易な検討ですむものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営を心がける。

なお、在宅の虐待事例については、状況の変化等についてのフォローを確実にを行うため、ITシステムの導入・進行管理台帳の整備等を行うことにより、すべての事例について定期的に現在の状況を会議において検討することが必要である。

- (3) 援助の決定に当たっては、特別な場合を除き、子どもや保護者の意向を尊重するとともに、子どもの最善の利益の確保に努める。
- (4) 援助方針会議においては、緊急対応が必要か、カウンセリングが必要か等の援助の内容の検討及び児童相談所、施設、機関等の援助能力も考慮に入れ検討を行う。

- (3) 援助の決定に当たっては、特別な場合を除き、子どもや保護者の意向を尊重するとともに、子どもの最善の利益の確保に努める。
- (4) 援助方針会議においては、緊急対応が必要か、カウンセリングが必要か等の援助の内容の検討及び児童相談所、施設、機関等の援助能力も考慮に入れ検討を行う。

- (5) 援助方針会議は措置部門の長が主宰し、原則として週1回定期的に開催し、児童相談所長、各部門の長、事例を担当した児童福祉司、児童心理司等の事例担当者等が参加し、多角的・重層的に検討を行う。
- (6) 会議の経過及び結果は援助方針会議録に記入し、保存する。
- (7) 援助方針会議に提出された事例の個々の援助は、所長が決定する。

- (5) 援助方針会議は措置部門の長が主宰し、原則として週1回定期的に開催し、児童相談所長、各部門の長、事例を担当した児童福祉司、児童心理司等の事例担当者等が参加し、多角的・重層的に検討を行う。
- (6) 会議の経過及び結果は援助方針会議録に記入し、保存する。
- (7) 援助方針会議に提出された事例の個々の援助は、所長が決定する。

第7章 各種機関との連携

第1節 各種機関との連携の重要性

- (1) 子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっている。そのためには、児童相談所の有する機能等のほか、福祉事務所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、児童福祉施設、児童委員、児童家庭支援センター等福祉分野の機関のみならず、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、家庭裁判所、学校、教育委員会、警察、人権擁護委員、民間団体等種々の分野の機関とも連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築して、その活用を図ることが必要である。
- (2) こうした関係機関の円滑な連携を図るためには、これらの機関の機能や仕組及び関連制度等についても関係機関の理解を求め、児童相談所の機能や仕組等についても関係機関の理解を求め、各機関の相互理解に基づき一体的な連携が重要である。
- (3) 複数の機関が連携しながら相談援助を進める場合、事例の進捗状況や援助の適否、問題点、課題等について、特定の機関が責任をもって把握、分析、調整等（ケースマネージメント）を行う必要がある。特に、近年子どもに対する虐待が増加しているが、虐待は家庭内で行われることが多いため、早期発見が困難な場合が多く、また、同時に多くの問題を抱えている場合が多いことから、関係機関が一堂に会し、情報交換を行うとともに、共通の認識に立ってそれぞれの役割分担を協議する等、各関係機関が連携しながら早期発見並びに効果的対応を図ることが極めて重要である。

第7章 各種機関との連携

第1節 各種機関との連携の重要性

- (1) 子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっている。そのためには、児童相談所の有する機能等のほか、福祉事務所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、児童福祉施設、児童委員、児童家庭支援センター等福祉分野の機関のみならず、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、家庭裁判所、学校、教育委員会、警察、人権擁護委員、民間団体等種々の分野の機関とも連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築して、その活用を図ることが必要である。
- (2) こうした関係機関の円滑な連携を図るためには、これらの機関の機能や仕組及び関連制度等についても関係機関の理解を求め、児童相談所の機能や仕組等についても関係機関の理解を求め、各機関の相互理解に基づき一体的な連携が重要である。
- (3) 複数の機関が連携しながら相談援助を進める場合、事例の進捗状況や援助の適否、問題点、課題等について、特定の機関が責任をもって把握、分析、調整等（ケースマネージメント）を行う必要がある。特に、近年子どもに対する虐待が増加しているが、虐待は家庭内で行われることが多いため、早期発見が困難な場合が多く、また、同時に多くの問題を抱えている場合が多いことから、関係機関が一堂に会し、情報交換を行うとともに、共通の認識に立ってそれぞれの役割分担を協議する等、各関係機関が連携しながら早期発見並びに効果的対応を図ることが極めて重要である。

改正後

- (5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に對する支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができるとされた。
- (6) 児童相談所は、児童家庭相談への対応について、市町村とともに中核的な役割を担っており、市町村による要保護児童対策地域協議会の設置や運営を支援するなどに積極的に取り組むことが求められる。
- (7) また、虐待の早期発見については、平成16年児童虐待防止法改正法により、子どもの福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされるとともに、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。
- (8) これを踏まえ、関係機関等に対し平成16年児童虐待防止法改正法の内容を周知するとともに、虐待の早期発見のため、通告はためらうことなく、幅広く行うよう依頼することと必要である。
- (9) さらに、児童相談所は、地域における各種機関相互の有機的な連携を図るとともに、児童相談所と各種機関相互の情報流通を良くする観点から、関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、積極的に提供するものとする。
- (10) 個々の事例に関して他の機関にあっせんする等の場合には、子どもや保護者等の了解を得ることを基本とし、やむを得ずこうした了解が得られない場合においても、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会を活用するなど、プライバシー保護に留意する。
- (11) また、個別ケースに関する援助方針の策定に当たっては、民間団体を含め、様々な連携する関係機関の意見を十分に踏まえるとともに、関係者による事後的な評価に努めること。

現行

- (5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に對する支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができるとされた。
- (6) 児童相談所は、児童家庭相談への対応について、市町村とともに中核的な役割を担っており、市町村による要保護児童対策地域協議会の設置や運営を支援するなどに積極的に取り組むことが求められる。
- (7) また、虐待の早期発見については、平成16年児童虐待防止法改正法により、子どもの福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされるとともに、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。
- (8) これを踏まえ、関係機関等に対し平成16年児童虐待防止法改正法の内容を周知するとともに、虐待の早期発見のため、通告はためらうことなく、幅広く行うよう依頼することと必要である。
- (9) 個々の事例に関して他の機関にあっせんする等の場合には、子どもや保護者等の了解を得ることを基本とし、やむを得ずこうした了解が得られない場合においても、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会を活用するなど、プライバシー保護に留意する。
- (10) また、個別ケースに関する援助方針の策定に当たっては、民間団体を含め、様々な連携する関係機関の意見を十分に踏まえるとともに、関係者による事後的な評価に努めること。

第2節 市町村との関係

第2節 市町村との関係

2. 個別的事項

- (1) 1歳6か月児に係る精神発達面における精密健康診査並びに3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及びこれらの事後指導を行う場合には、児童相談所は市町村と十分に連携を図って行う。
- (2) 保育の実施が必要なものについては、これを市町村に通知する。なお、児童虐待防止法第13条の2により、市町村は、保育所に入所する子どもを選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされていることに留意すること。
- (3) 児童相談所は市町村が障害児保育事業又は障害児デイサービス事業を行う場合には、必要に応じ判定、相談等を行う。
- (4) 子どもを養育している家庭の保護者が疾病等の社会的事由や仕事の事由等によって家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合などには、子育て支援短期利用事業の活用について、市町村に通知する。
- (5) 子どもを養育している家庭が、養育困難家庭（出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭等）として養育支援の必要性が認められる場合には、育児支援家庭訪問事業の活用について、市町村に通知する。
- (6) 棄児を受理した場合は、必要に応じ新たに戸籍を作成するよう市町村に届け出る。
- (7) 巡回相談、児童福祉に関する企画、広報等を行う場合には、市町村と十分連携を図る。
- (8) その他児童相談所は児童居宅介護等事業等市町村が実施主体となっている事業の実情を把握し、十分な連携を図っていく。

2. 個別的事項

- (1) 1歳6か月児に係る精神発達面における精密健康診査並びに3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及びこれらの事後指導を行う場合には、児童相談所は市町村と十分に連携を図って行う。
- (2) 保育の実施が必要なものについては、これを市町村に通知する。なお、児童虐待防止法第13条の2により、市町村は、保育所に入所する子どもを選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされていることに留意すること。
- (3) 児童相談所は市町村が障害児保育事業又は障害児デイサービス事業を行う場合には、必要に応じ判定、相談等を行う。
- (4) 子どもを養育している家庭の保護者が疾病等の社会的事由や仕事の事由等によって家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合などには、子育て支援短期利用事業の活用について、市町村と十分な連携を図る。
- (5) 子どもを養育している家庭が、養育困難家庭（出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭等）として養育支援の必要性が認められる場合には、育児支援家庭訪問事業の活用について、市町村と十分な連携を図る。
- (6) 棄児を受理した場合は、必要に応じ新たに戸籍を作成するよう市町村に届け出る。
- (7) 巡回相談、児童福祉に関する企画、広報等を行う場合には、市町村と十分連携を図る。
- (8) その他児童相談所は児童居宅介護等事業等市町村が実施主体となっている事業の実情を把握し、十分な連携を図っていく。

第14節 警察との関係
5. 虐待事例等における連携
(1) 連携体制

子どもの保護に向けて、児童相談所と警察署、都道府県児童福祉担当
部局と都道府県警察本部のそれぞれにおいて連携体制を整備し、相互に
情報を交換し、衆知を集めた対応が行えるようにする。

(2) 要保護児童の通告
警察から通告される虐待事例等は、一般に保護の緊急性が高い場合が
多いので、即日緊急の受理会議を開催する等、特に迅速かつ柔軟に対応
する。

(3) 立入調査における連携
立入調査に当たっては、必要に応じ、子ども又は調査担当者に対する
保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、児童虐待防
止法第10条により警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく
連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一
時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変に対応しなければ
ならない。

なお、警察署長への援助の依頼については、緊急の場合を除き、行政
組織を一体的に運営し、子どもも保護の万全を期する観点から、事前に
文書により行うことを原則とする。

(4) 一時保護における連携

① 現に保護者等が子どもに著しい身体的暴力を加えている場合など、
子どもの保護の緊急性や保護者の違法行為の蓋然性の程度から判断し
て警察官の援助が必要であると認められる場合には、児童虐待防止法
第10条により警察署長に対する援助を求めなければならず、これに
基づく連携による子どもの迅速な保護に努める。

② 一時保護中の子どもについて保護者等の強引な引取りに対しては、
必要に応じ、子ども又は担当者等に対する保護者等の加害行為等に対
して迅速な援助が得られるよう、警察に対して、児童虐待防止法第10
条に準じた対応を依頼し、これに基づく連携を図る。

(5) 法第28条による家庭裁判所の承認に基づく児童福祉施設入所措置
等について、保護者等の強引な引取りが予想される場合には、必要に
応じ、子ども又は担当者等に対する保護者等の加害行為等に対して迅
速な援助が得られるよう、施設の住所地を管轄する警察に対し、児童
虐待防止法第10条に準じた対応を依頼し、これに基づく連携を図る等、
児童福祉施設に対する協力をを行う。

第14節 警察との関係
5. 虐待事例等における連携

(1) 要保護児童の通告
警察から通告される虐待事例等は、一般に保護の緊急性が高い場合が
多いので、即日緊急の受理会議を開催する等、特に迅速かつ柔軟に対応
する。

(2) 立入調査における連携
立入調査に当たっては、必要に応じ、子ども又は調査担当者に対する
保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、児童虐待防
止法第10条により警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく
連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一
時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変に対応しなければ
ならない。

なお、警察署長への援助の依頼については、緊急の場合を除き、行政
組織を一体的に運営し、子どもも保護の万全を期する観点から、事前に
文書により行うことを原則とする。

(3) 一時保護における連携

① 現に保護者等が子どもに著しい身体的暴力を加えている場合など、
子どもの保護の緊急性や保護者の違法行為の蓋然性の程度から判断し
て警察官の援助が必要であると認められる場合には、児童虐待防止法
第10条により警察署長に対する援助を求めなければならず、これに
基づく連携による子どもの迅速な保護に努める。

② 一時保護中の子どもについて保護者等の強引な引取りに対しては、
必要に応じ、子ども又は担当者等に対する保護者等の加害行為等に対
して迅速な援助が得られるよう、警察に対して、児童虐待防止法第10
条に準じた対応を依頼し、これに基づく連携を図る。

(4) 法第28条による家庭裁判所の承認に基づく児童福祉施設入所措置
等について、保護者等の強引な引取りが予想される場合には、必要に
応じ、子ども又は担当者等に対する保護者等の加害行為等に対して迅
速な援助が得られるよう、施設の住所地を管轄する警察に対し、児童
虐待防止法第10条に準じた対応を依頼し、これに基づく連携を図る
等、児童福祉施設に対する協力をを行う。

改正後

(6) 再被害を防ぐために、一時保護や児童福祉施設入所措置された子どもや保護者の状況についても警察との綿密な情報交換がなされるよう連携を強化する。

(7) 児童虐待防止法第10条の「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による立入調査、一時保護等の職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため警察官の援助を必要とする場合をいう。

警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察官が警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。なお、児童相談所長等による職務執行そのものは、警察官の任務ではなく、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであり、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

(8) 平成16年の児童虐待防止法の改正により、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力も児童虐待の一種であるとされた趣旨も踏まえ、その子どもが面前で配偶者に対する暴力が行われる等により有害な影響を受けていないか等についても、児童福祉の専門的知見を活用して検討し、適切に対処すべきである。

現行

(5) 児童虐待防止法第10条の「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による立入調査、一時保護等の職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため警察官の援助を必要とする場合をいう。

警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察官が警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。なお、児童相談所長等による職務執行そのものは、警察官の任務ではなく、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであり、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

(6) 平成16年の児童虐待防止法の改正により、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力も児童虐待の一種であるとされた趣旨も踏まえ、その子どもが面前で配偶者に対する暴力が行われる等により有害な影響を受けていないか等についても、児童福祉の専門的知見を活用して検討し、適切に対処すべきである。

改正後	現行
<p>第1章 児童相談所の概要</p> <p>第3節 相談の種類とその対応</p> <p>1. 相談の種類 相談の種類は子どもの福祉に関する各般の問題にわたるが、大きくは養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、その他の相談に分類される。</p> <p>2. 各種相談の対応の基本</p> <p>中 略</p> <p>(6) いじめ相談 上記の(1)～(5)の各種相談の一環として行われる「いじめ」に関する相談に対応するに当たっては、</p> <p>① 子どもの錯綜する気持ちに十分配慮して、安心できる雰囲気を作り、悩みを一緒に考えようという姿勢で相談に臨むとともに、保護者に対しても苦悩する心情に十分配慮することが重要である。</p> <p>② 子ども本人や保護者への援助を行うとともに、いじめの原因、態様、程度等の状況に応じ、学校や教育委員会と十分な連携を図るとともに、必要に応じ、医療機関、警察等とも協力をしつつ対応を進めることが必要である。</p>	<p>第1章 児童相談所の概要</p> <p>第3節 相談の種類とその対応</p> <p>1. 相談の種類 相談の種類は子どもの福祉に関する各般の問題にわたるが、大きくは養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、その他の相談に分類される。</p> <p>2. 各種相談の対応の基本</p> <p>中 略</p>

市町村児童家庭相談援助指針新旧対照表

市町村児童家庭相談援助指針

改正後	現行
<p>第1章 市町村における児童家庭相談援助の基本</p> <p>第3節 市町村における児童家庭相談援助に求められる基本的態度</p> <p>4. 初期対応や早期対応の重要性</p> <p>(1) 初期対応の重要性</p> <p>相談・通告の中には、児童虐待のように子どもの生命に関わる問題が含まれていることから、迅速かつ的確な初期対応を行うことが重要である。その際、来談者の相談内容（主訴）と援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合があることに留意する。</p> <p>また、虐待通告を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法、児童相談所への送致の要否等の対応方針を決定し、実施する。</p> <p>なお、安全確認は、市町村職員又は当該市町村が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とする。</p> <p>また、児童虐待の対応に当たっては、児童相談所との連携が重要であることから、初期対応のあり方等について、あらかじめ児童相談所と協議しておくことが適当である。</p>	<p>第1章 市町村における児童家庭相談援助の基本</p> <p>第3節 市町村における児童家庭相談援助に求められる基本的態度</p> <p>4. 初期対応や早期対応の重要性</p> <p>(1) 初期対応の重要性</p> <p>相談・通告の中には、児童虐待のように子どもの生命に関わる問題が含まれていることから、迅速かつ的確な初期対応を行うことが重要である。また、来談者の相談内容（主訴）と援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合があることに留意する。</p>
<p>(2) 早期対応の重要性</p> <p>市町村においては、虐待の未然防止や早期発見を行う観点も踏まえ、乳幼児健康診査、育児支援家庭訪問事業、子育て支援事業等を実施することとする。そうした事業において把握したケースについては、必要に応じて市町村における児童家庭相談の窓口へつなげることとする。また、関係機関が把握した相談についても児童家庭相談窓口へつなぐことを要請するなど、ケースの積極的な把握と相談窓口との連携を図ることにより、虐待の未然防止や早期発見につなげていくことが重要である。</p>	<p>(2) 早期対応の重要性</p> <p>市町村においては、虐待の未然防止や早期発見を行う観点も踏まえ、乳幼児健康診査、育児支援家庭訪問事業、子育て支援事業等を実施することとする。そうした事業において把握したケースについては、必要に応じて市町村における児童家庭相談の窓口へつなげることとする。また、関係機関が把握した相談についても児童家庭相談窓口へつなぐことを要請するなど、ケースの積極的な把握と相談窓口との連携を図ることにより、虐待の未然防止や早期発見につなげていくことが重要である。</p>

第4節 児童家庭相談援助の流れ
 相談援助業務の流れとしては、相談や通告を受け、当該ケースについての事実関係を整理するための調査等を行い、当該調査等の結果を踏まえ、必要な支援の内容を決定・実施し、その後のフォローを行うというものである。このことは児童相談所で受ける相談であれ、基本的な流れは同じである。ただし、市町村と都道府県には、法令上の権限、具体的に実施している事業に違いがあることから、そうした役割分担を踏まえ、互いが補いつつ、子どももの最善の利益を図るための相談援助業務を実施すること必要である。市町村における相談援助活動は、基本的には、次のような過程を経て展開される。ただし、ケースに応じて[2]から[4]までを1つの会議で行うなど、柔軟に対応することとして差し支えない。

[1] 相談・通告の受付

相談・通告を受け、問題の内容など必要な情報を把握する。また、必要に応じて指導、助言を行う。

[2] 受理会議（緊急受理会議）

受け付けたケースのうち、継続的な関与が必要なケースなどについて協議を行い、当面の方針や主たる担当者等を決定する。また、緊急に受理会議を開催する必要がある場合には、随時、緊急受理会議を開催する。

受理会議（緊急受理会議）の結果、緊急に児童相談所へ送致すべきケースについては速やかに児童相談所に送致する。

[3] 調査

引き続き市町村において対応を検討することとされたケースについては、援助方針の決定に当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。

第4節 児童家庭相談援助の流れ
 相談援助業務の流れとしては、相談や通告を受け、当該ケースについての事実関係を整理するための調査等を行い、当該調査等の結果を踏まえ、必要な支援の内容を決定・実施し、その後のフォローを行うというものである。このことは児童相談所で受ける相談であれ、市町村で受ける相談であれ、基本的な流れは同じである。ただし、市町村と都道府県には、法令上の権限、具体的に実施している事業に違いがあることから、そうした役割分担を踏まえ、互いが補いつつ、子どももの最善の利益を図るための相談援助業務を実施すること必要である。市町村における相談援助活動は、基本的には、次のような過程を経て展開される。ただし、ケースに応じて[2]から[4]までを1つの会議で行うなど、柔軟に対応することとして差し支えない。

[1] 相談・通告の受付

相談・通告を受け、問題の内容など必要な情報を把握する。また、必要に応じて指導、助言を行う。

[2] 受理会議（緊急受理会議）

受け付けたケースのうち、継続的な関与が必要なケースなどについて協議を行い、当面の方針や主たる担当者等を決定する。また、緊急に受理会議を開催する必要がある場合には、随時、緊急受理会議を開催する。

受理会議（緊急受理会議）の結果、緊急に児童相談所へ送致すべきケースについては速やかに児童相談所に送致する。

[3] 調査

引き続き市町村において対応を検討することとされたケースについては、援助方針の決定に当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。

改正後

[4] ケース検討会議
調査の結果を踏まえ、ケース検討会議を開催し、子ども、保護者に対す最も効果的な援助方針を決定する。援助方針の決定に当たっては、必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。

[5] 市町村による援助、児童相談所への送致等
援助方針に基づき、市町村による援助、児童相談所への送致等を行う。市町村による援助に当たっては、必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。
また、市町村は、児童相談所に送致したケースに関し、地域協議会における協議等を踏まえ、必要があると認めるときは、都道府県知事又は児童相談所長に対し、立入調査や一時保護の実施に関し、通知する（送致を行う際は、その旨を送致書に明記する）。

[6] 援助内容の評価、援助方針の見直し及び相談援助の終結のための会議
適時適切に相談援助活動に対する評価を実施し、それに基づき、援助方針の見直しを行うとともに、相談援助活動の終結についてもその適否を判断する。これらを実施するに当たっては、必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。

現行

[4] ケース検討会議
調査の結果を踏まえ、ケース検討会議を開催し、子ども、保護者に対す最も効果的な援助方針を決定する。援助方針の決定に当たっては、必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。

[5] 市町村による援助、児童相談所への送致等
援助方針に基づき、市町村による援助、児童相談所への送致等を行う。市町村による援助に当たっては、必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。

[6] 援助内容の評価、援助方針の見直し及び相談援助の終結のための会議
適時適切に相談援助活動に対する評価を実施し、それに基づき、援助方針の見直しを行うとともに、相談援助活動の終結についてもその適否を判断する。これらを実施するに当たっては、必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。

改正後

(別添6)

発着 号
年月日

児童相談所長様

市町村長

送 致 書

下記の理由により、ケースを送致します。

記

氏 名	(男・女)		
生年月日	昭和・平成	年 月 日	生 (歳)
子ども 保育所・ 学校等 利用状況	保育所・学校等給 保 育 所 学 年 担 任		
現住所	〒		
氏 名	電話 ()		
生年月日	年 月 日	生 (歳)	続 済
保 護 者 職 業	〒		
現住所	電話 ()		

現行

(別添6)

発着 号
年月日

児童相談所長様

市町村長

送 致 書

下記の理由により、ケースを送致します。

記

氏 名	(男・女)		
生年月日	昭和・平成	年 月 日	生 (歳)
子ども 保育所・ 学校等 利用状況	保育所・学校等給 保 育 所 学 年 担 任		
現住所	〒		
氏 名	電話 ()		
生年月日	年 月 日	生 (歳)	続 済
保 護 者 職 業	〒		
現住所	電話 ()		

改正後

送致理由					
送致に 当たつての 處					
ケース概要					
対応経過					
所属 ケース担当者 氏名 電話				()	
添付資料					

現行

送致理由					
ケース概要					
対応経過					
所属 ケース担当者 氏名 電話				()	
添付資料					

改正後

第4章 要保護児童対策地域協議会
第3節 要保護児童対策地域協議会の運営
1. 業務

(1) 地域協議会は、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。(児福法第25条の2第2項)
(2) 地域協議会については、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援の内容の協議を行うことを念頭に、要保護児童対策調整機関や地域協議会の構成員に対しては、個別のケース検討会議(個別ケースについて担当するレベルで適時検討する会議(個別ケース検討会議)を積極的に開催すること)はもとより、構成員の代表者による会議(代表者会議)や実務担当者による会議(実務者会議)を開催することが期待される。
現在、市町村で取組が進みつつある児童虐待防止ネットワークについては、市町村の規模や児童家庭相談体制にもよるが、以上のような三層構造となっていることが多い。

【代表者会議】

地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。
ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するためには、各関係機関の責任者(管理職)の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者(管理職)レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成され、責任者(管理職)の理解が深まること、事異動があつた場合においても、責任者(管理職)の理解が深まること、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えることが可能となる。

会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- [1] 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
 - [2] 実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価
- 【実務者会議】
実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

現行

第4章 要保護児童対策地域協議会
第3節 要保護児童対策地域協議会の運営
1. 業務

(1) 地域協議会は、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。(児福法第25条の2第2項)
(2) 地域協議会については、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援の内容の協議を行うことを念頭に、要保護児童対策調整機関や地域協議会の構成員に対しては、個別のケース検討会議(個別ケースについて担当するレベルで適時検討する会議(個別ケース検討会議)を積極的に開催すること)はもとより、構成員の代表者による会議(代表者会議)や実務担当者による会議(実務者会議)を開催することが期待される。
現在、市町村で取組が進みつつある児童虐待防止ネットワークについては、市町村の規模や児童家庭相談体制にもよるが、以上のような三層構造となっていることが多い。

【代表者会議】

地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。
ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するためには、各関係機関の責任者(管理職)の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者(管理職)レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成され、責任者(管理職)の理解が深まること、事異動があつた場合においても、責任者(管理職)の理解が深まること、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えることが可能となる。

会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- [1] 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
 - [2] 実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価
- 【実務者会議】
実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

[1] 全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の
確認、援助方針の見直し等

[2] 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更
なる検討

[3] 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把
握

[4] 要保護児童対策を推進するための啓発活動

[5] 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

【個別ケース検討会議】

個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している
担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者によ
り、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時
開催される。その対象は、当然のことながら、虐待を受けた子どもに
限られるものではない。

個別ケース検討会議の構成員も、地域協議会の構成員である以上、
守秘義務が課せられているので、関係機関等の中で積極的な情報提供
を行い、要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討することが
期待される。

会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

[1] 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度
の判断

[2] 要保護児童の状況の把握や問題点の確認

[3] 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有

[4] 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有

[5] ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定

[6] 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討

[7] 次回会議（評価及び検討）の確認

なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会
議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機
関等で共有することが重要である。

[1] 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更
なる検討

[2] 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把
握

[3] 要保護児童対策を推進するための啓発活動

[4] 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

【個別ケース検討会議】

個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している
担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者によ
り、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時
開催される。その対象は、当然のことながら、虐待を受けた子どもに
限られるものではない。

個別ケース検討会議の構成員も、地域協議会の構成員である以上、
守秘義務が課せられているので、関係機関等の中で積極的な情報提供
を行い、要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討することが
期待される。

会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

[1] 要保護児童の状況の把握や問題点の確認

[2] 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有

[3] 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有

[4] ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定

[5] 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討

[6] 次回会議（評価及び検討）の確認

なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会
議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機
関等で共有することが重要である。

(3) 児童虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、また、児童相談所と市町村の間の役割分担が曖昧になるおそれもあることから、市町村内における全ての虐待ケースに関して地域協議会において絶えず、ケースの主担当機関及び主たる援助者（キーパーソン）をフォローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要である。こうした観点から地域協議会の調整機関において、全ケースについて進行管理台帳（別添11参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば、3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことが適当である。

(4) 市町村の規模や関係機関の多寡等によっては、幅広い関係機関を構成し、代表者会議や実務者会議への参加を通じて問題意識の共有や必要に応じた対応を取るための体制の確保を図りつつ、個別ケース検討会議については、対象とするケースの性質に応じて参加機関等を選定することも考えられる。

例えば、教育関係機関については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報については教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとしつつ、個別ケース検討会議には、教育委員会に加え、検討の対象となるケースに直接関係する学校等の関係者を参加させるといった手法も考えられる。

また、地域協議会の対象は、虐待を受けている子どものほか、非行児童や障害児なども含まれることも踏まえ、虐待、非行、障害などの分科会を設けて対応することも考えられる。

(5) 個別ケース検討会議においては、関係機関が対応している事例について危険度や緊急度の判断、子どもに対する具体的な支援の内容について検討を行うことが適当である。また、個別ケース検討会議への個別の要保護児童等に関する情報の提供については、あらかじめ子どもや保護者の理解を得ておくことが望ましいが、その子どもの保護のために特に必要がある場合はこの限りではない。

(6) 地域協議会は、施設から一時的に帰宅した子どもや、施設を退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されるところであり、児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取り組みを実施することが期待される。

(3) 市町村の規模や関係機関の多寡等によっては、幅広い関係機関を構成し、代表者会議や実務者会議への参加を通じて問題意識の共有や必要に応じた対応を取るための体制の確保を図りつつ、個別ケース検討会議については、対象とするケースの性質に応じて参加機関等を選定することも考えられる。

例えば、教育関係機関については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報については教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとしつつ、個別ケース検討会議には、教育委員会に加え、検討の対象となるケースに直接関係する学校等の関係者を参加させるといった手法も考えられる。

また、地域協議会の対象は、虐待を受けている子どものほか、非行児童や障害児なども含まれることも踏まえ、虐待、非行、障害などの分科会を設けて対応することも考えられる。

(4) 個別ケース検討会議においては、個別の要保護児童等に関する情報について、あらかじめ子どもや保護者の理解を得ておくことが望ましいが、その子どもの保護のために特に必要がある場合はこの限りではない。

(5) 地域協議会は、施設から一時的に帰宅した子どもや、施設を退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されるところであり、児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取り組みを実施することが期待される。

改正後

(7) また、支援が必要であるにもかかわらず、連絡先等が不明となつてしまった子どもや保護者等に関する情報共有し、これらの者を早期に見出し、必要な支援を行うことも期待される。

2. 相談から支援に至るまでの流れ

個別の相談、通報から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じて様々な形態により運営されることとなるが、一つのモデルを示すと以下のとおりとなる。(別添12参照)

第6節 その他

(1) 現在、市町村において取組みが進みつつある虐待防止ネットワーク(参考事例：別添13参照)については、地域協議会に移行することが適当である。

第6章 統計

(1) 市町村が受け付けた相談については、次の3種類の統計を集計し、都道府県を經由して厚生労働省に報告すること。なお、統計分類は別添14を参照のこと。

現行

(6) また、支援が必要であるにもかかわらず、連絡先等が不明となつてしまった子どもや保護者等に関する情報共有し、これらの者を早期に見出し、必要な支援を行うことも期待される。

2. 相談から支援に至るまでの流れ

個別の相談、通報から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じて様々な形態により運営されることとなるが、一つのモデルを示すと以下のとおりとなる。(別添11参照)

第6節 その他

(1) 現在、市町村において取組みが進みつつある虐待防止ネットワーク(参考事例：別添12参照)については、地域協議会に移行することが適当である。

第6章 統計

(1) 市町村が受け付けた相談については、次の3種類の統計を集計し、都道府県を經由して厚生労働省に報告すること。なお、統計分類は別添13を参照のこと。

第4節 要保護児童対策調整機関

1. 趣旨

多くの関係機関等から構成される地域協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となつて関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関を明確にするといった責任体制の明確化が重要であることを踏まえ、地域協議会にはこうした業務を担う要保護児童対策調整機関(以下単に「調整機関」という。)を置くこととした。

2. 調整機関の指定

地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り調整機関を指定する(児福法第25条第4項)。

要保護児童対策調整機関には、児童福祉担当部局あるいは母子保健担当部局といった児童福祉に係りの深い部局が指定されることが想定されるが、具体的にどの関係機関等を調整機関として指定するかは各地方公共団体の児童家庭相談体制の実情等による。

3. 業務

(1) 調整機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う(児福法第25条の2第5項)。
(2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

① 地域協議会に関する事務の総括

- ・協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備
- ・地域協議会の議事運営
- ・地域協議会の議事録の作成、資料の保管等
- ・個別ケースの記録の管理

② 支援の実施状況の把握

- ・関係機関等による支援の実施状況の把握
- ・市町村内における全ての虐待ケースについて進行管理台帳(別添1-1参照)を作成し、実務者会議等の場において、定期的に(例えば、3か月に1度)、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行う。

③ 関係機関等との連絡調整

- ・個々のケースに関する関係機関等との連絡調整(個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。)

第4節 要保護児童対策調整機関

1. 趣旨

多くの関係機関等から構成される地域協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となつて関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関を明確にするといった責任体制の明確化が重要であることを踏まえ、地域協議会にはこうした業務を担う要保護児童対策調整機関(以下単に「調整機関」という。)を置くこととした。

2. 調整機関の指定

地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り調整機関を指定する(児福法第25条第4項)。

要保護児童対策調整機関には、児童福祉担当部局あるいは母子保健担当部局といった児童福祉に係りの深い部局が指定されることが想定されるが、具体的にどの関係機関等を調整機関として指定するかは各地方公共団体の児童家庭相談体制の実情等による。

3. 業務

(1) 調整機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う(児福法第25条の2第5項)。
(2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

① 地域協議会に関する事務の総括

- ・協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備
- ・地域協議会の議事運営
- ・地域協議会の議事録の作成、資料の保管等
- ・個別ケースの記録の管理

② 支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整

- ・関係機関等による支援の実施状況の把握
- ・把握した支援の実施状況に基づき関係機関等との連絡調整(個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。)

改正後

現行

(新規挿入：別添11)

番号	児童氏名	生年月日 年齢	児童 の 所属	保護者 氏名・住所	相 談 受理日	管理記録				備考	
						第1回	第2回	第3回	第4回		
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					

要保護児童対策地域協議会設置・運営指針新旧対照表

要保護児童対策地域協議会設置・運営指針

改正後

現行

第3章 業務
1. 地域協議会
(1) 地域協議会は、要保護児童等に関する情報交換や支援を目的とする必要の情報交換を行うことと、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うこととを、要保護児童等に関する情報交換や支援の内容の協議を行うこととを念頭に、要保護児童等に関する情報交換や支援の構成員に対する守秘義務が設けられ、個別のケースについて担当する者による会議（実務者会議）を開催することとを、市町村で取組が進みつつある児童虐待防止ネットワークについて現在、市町村の規模や児童家庭相談体制にもよるが、以上のような三層構造となっていることが多い。

第3章 業務
1. 地域協議会
(1) 地域協議会は、要保護児童等に関する情報交換や支援を目的とする必要の情報交換を行うことと、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うこととを、要保護児童等に関する情報交換や支援の内容の協議を行うこととを念頭に、要保護児童等に関する情報交換や支援の構成員に対する守秘義務が設けられ、個別のケースについて担当する者による会議（実務者会議）を開催することとを、市町村で取組が進みつつある児童虐待防止ネットワークについて現在、市町村の規模や児童家庭相談体制にもよるが、以上のような三層構造となっていることが多い。

【代表者会議】
・ 地域協議会の構成員が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。
・ ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するために、実務者レベルにとどまらず、責任者（管理職）レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成され、責任者（管理職）の理解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の低下を最低限に抑えることが可能となる。
・ 会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられ

[1] 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
[2] 実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価
【実務者会議】
・ 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられ

[1] 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
[2] 実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価
【実務者会議】
・ 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられ

改正後

- [1] 全てのケースについて定期的な状況のフォロー、担当機関の確認、援助方針の見直し等
- [2] 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- [3] 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- [4] 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- [5] 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告
- 【個別ケース検討会議】
 - ・個別の要保護児童について、その子どもにも直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者に適り、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。その対象は、当然のことながら、虐待を受けた子どもに限られるものではない。
 - ・個別ケース検討会議の構成員も、地域協議会の構成員である以上、守秘義務が課せられているので、関係機関等の中で積極的な情報提供を行い、要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討することが期待される。
 - ・会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。
- [1] 関係機関が頭に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断
- [2] 要保護児童の状況の把握や問題点の確認
- [3] 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- [4] 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- [5] ケースの担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
- [6] 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
- [7] 次回会議（評価及び検討）の確認
- ・なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。

現行

- [1] 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- [2] 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- [3] 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- [4] 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告
- 【個別ケース検討会議】
 - ・個別の要保護児童について、その子どもにも直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者に適り、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。その対象は、当然のことながら、虐待を受けた子どもに限られるものではない。
 - ・個別ケース検討会議の構成員も、地域協議会の構成員である以上、守秘義務が課せられているので、関係機関等の中で積極的な情報提供を行い、要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討することが期待される。
 - ・会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。
- [1] 要保護児童の状況の把握や問題点の確認
- [2] 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- [3] 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- [4] ケースの担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
- [5] 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
- [6] 次回会議（評価及び検討）の確認
- ・なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。

(3) 児童虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、また、児童相談所と市町村の役割分担が曖昧になるおそれもあることから、市町村内における全ての虐待ケースに関して地域協議会において絶えず、ケースの担当機関及び主たる援助者（キーパーソン）をフロローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要である。こうした観点から地域協議会の調整機関において、全ケースについて進行管理台帳（別添1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば、3か月に1度）、状況確認、担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことが適当である。

(4) 市町村の規模や関係機関の多寡等によつては、幅広い関係機関を構成し、代表者会議や実務者会議への参加を通じて問題意識の共有や必要に応じた確かな対応を確保するための体制の確保を図りつつ、個別ケース検討会について、対象とするケースの性質に応じて参加機関等を選定することも考えられる。

例えば、教育関係機関については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報については教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとしつつ、個別ケース検討会には、教育委員会に加え、検討の対象となつたケースに直接関係する学校等の関係者を参加させるといった手法も考えられる。

また、地域協議会の対象は、虐待を受けている子どものほか、非行児童や障害児なども含まれることも踏まえ、虐待をうける子ども、非行児童等を設けて対応することも考えられる。

(5) 個別ケース検討会においては、関係機関が対応している事例についての危険度や緊急度の判断、子どもに対する具体的な支援の内容について検討を行うことが適当である。また、個別ケース検討会への個別の要保護児童等に関する情報の提供については、あらかじめ子どもや保護者の理解を得ておくことが望ましいが、その子どもの保護のために特に必要がある場合であつて、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。

(6) 地域協議会は、施設から一時的に帰宅した子どもや、施設を退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されているところであり、児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取り組みを実施することが期待される。

(3) 市町村の規模や関係機関の多寡等によつては、幅広い関係機関を構成し、代表者会議や実務者会議への参加を通じて問題意識の共有や必要に応じた確かな対応を確保するための体制の確保を図りつつ、個別ケース検討会について、対象とするケースの性質に応じて参加機関等を選定することも考えられる。

例えば、教育関係機関については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報については教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとしつつ、個別ケース検討会には、教育委員会に加え、検討の対象となつたケースに直接関係する学校等の関係者を参加させるといった手法も考えられる。

また、地域協議会の対象は、虐待を受けている子どものほか、非行児童や障害児なども含まれることも踏まえ、虐待をうける子ども、非行児童等を設けて対応することも考えられる。

(4) 個別ケース検討会においては、個別の要保護児童等に関する情報について、あらかじめ子どもや保護者の理解を得ておくことが望ましいが、その子どもの保護のために特に必要がある場合であつて、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。

(5) 地域協議会は、施設から一時的に帰宅した子どもや、施設を退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されているところであり、児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取り組みを実施することが期待される。

(7) また、支援が必要であるにもかかわらず、連絡先等が不明となつてしまつた子どもや保護者等に関する情報共有し、これらの者を早期に発見し、必要な支援を行うことも期待される。

2. 相談から支援に至るまでの流れ
 個別の相談、通報から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じて様々な形態により運営されることとなるが、一つのモデルを示すと以下のとおりとなる。(別添2参照)

【相談、通報受理】

- ・ 関係機関等や地域住民からの要保護児童の相談、通報は事務局が集約する。
- ・ 事務局は相談、通報内容を相談・通報受付票(別添3参照)に記録する。
- ・ 事務局は、関係機関等に事実確認を行うとともに、子どもの状況、所属する集団(学校・保育所等)、親や子どもの生活状況、過去の相談歴等、短期間に可能な情報を収集する。

【緊急度判定会議(緊急受理会議)の開催】

- ・ 緊急度判定会議を開催。相談・通報受付票をもとに、事態の危険度や緊急度の判断を行う。
- ・ 緊急度判定会議は、事例に応じ参加機関を考え、随時開催する。電話連絡などで協議するなど柔軟な会議運営に心がける。
- ・ 会議の経過及び結果は、会議録に記載し保存する。
- ・ 緊急の対応(立入調査や一時保護)を要する場合は、児童相談所に通告する。
- ・ 緊急を要しないが地域協議会の活用が必要と判断した場合は、個別ケース検討会議の開催や参加機関を決定する。

【調査】

- ・ 地域協議会において対応することとされた事例については、具体的な援助方針等の決定するに当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。

(6) また、支援が必要であるにもかかわらず、連絡先等が不明となつてしまつた子どもや保護者等に関する情報共有し、これらの者を早期に発見し、必要な支援を行うことも期待される。

2. 相談から支援に至るまでの流れ
 個別の相談、通報から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じて様々な形態により運営されることとなるが、一つのモデルを示すと以下のとおりとなる。(別添1参照)

【相談、通報受理】

- ・ 関係機関等や地域住民からの要保護児童の相談、通報は事務局が集約する。
- ・ 事務局は相談、通報内容を相談・通報受付票(別添2参照)に記録する。
- ・ 事務局は、関係機関等に事実確認を行うとともに、子どもの状況、所属する集団(学校・保育所等)、親や子どもの生活状況、過去の相談歴等、短期間に可能な情報を収集する。

【緊急度判定会議(緊急受理会議)の開催】

- ・ 緊急度判定会議を開催。相談・通報受付票をもとに、事態の危険度や緊急度の判断を行う。
- ・ 緊急度判定会議は、事例に応じ参加機関を考え、随時開催する。電話連絡などで協議するなど柔軟な会議運営に心がける。
- ・ 会議の経過及び結果は、会議録に記載し保存する。
- ・ 緊急の対応(立入調査や一時保護)を要する場合は、児童相談所に通告する。
- ・ 緊急を要しないが地域協議会の活用が必要と判断した場合は、個別ケース検討会議の開催や参加機関を決定する。

【調査】

- ・ 地域協議会において対応することとされた事例については、具体的な援助方針等の決定するに当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。

改正後

第4章 要保護児童対策調整機関

1. 趣旨
多くの関係機関等から構成される地域協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となつて関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関を明確にするという責任体制の明確化が重要であることを踏まえ、地域協議会にはこうした業務を担う要保護児童対策調整機関(以下単に「調整機関」という。)を置くこととした。

2. 調整機関の指定
地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関のうちから、一に限り調整機関を指定する(児福法第25条の2第4項)。

要保護児童対策調整機関には、児童福祉担当部局あるいは母子保健担当部局といった児童福祉に關係の深い部局が指定されることが想定されるが、具体的にどの関係機関等を調整機関として指定するかは各地方公共団体の児童家庭相談体制の実情等による。

3. 業務
(1) 調整機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う(児福法第25条の2第5項)。

(2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

- ① 地域協議会に関する事務の総括
・協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備
・地域協議会の議事運営
・地域協議会の議事録の作成、資料の保管等
・個別ケースの記録の管理
② 支援の実施状況の進行管理
・関係機関等による支援の実施状況の把握
・市町村内における全ての虐待ケースについて進行管理台帳(別添1参照)を作成し、実務者会議等の場において、定期的に(例えば、3か月に1度)、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行う。
③ 関係機関等との連絡調整
・個々のケースに関する関係機関等との連絡調整(個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む)。

現行

第4章 要保護児童対策調整機関

1. 趣旨
多くの関係機関等から構成される地域協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となつて関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関を明確にするという責任体制の明確化が重要であることを踏まえ、地域協議会にはこうした業務を担う要保護児童対策調整機関(以下単に「調整機関」という。)を置くこととした。

2. 調整機関の指定
地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関のうちから、一に限り調整機関を指定する(児福法第25条の2第4項)。

要保護児童対策調整機関には、児童福祉担当部局あるいは母子保健担当部局といった児童福祉に關係の深い部局が指定されることが想定されるが、具体的にどの関係機関等を調整機関として指定するかは各地方公共団体の児童家庭相談体制の実情等による。

3. 業務
(1) 調整機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う(児福法第25条の2第5項)。

(2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

- ① 地域協議会に関する事務の総括
・協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備
・地域協議会の議事運営
・地域協議会の議事録の作成、資料の保管等
・個別ケースの記録の管理
② 支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整
・関係機関等による支援の実施状況の把握
・把握した支援の実施状況に基づき関係機関等との連絡調整(個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む)。

改正後	現行
<p>第6章 その他 (1) 現在、市町村において取組みが進みつつある虐待防止ネットワーク（参考事例：別添4参照）については、地域協議会に移行することが適当である。 (2) 地域協議会を構成する関係機関等の意識の共有を図る観点から、地域協議会において相談援助活動に関するママコミュニティ等を作成するなどの取り組みも有効であると考えられる。</p>	<p>第6章 その他 (1) 現在、市町村において取組みが進みつつある虐待防止ネットワーク（参考事例：別添3参照）については、地域協議会に移行することが適当である。 (2) 地域協議会を構成する関係機関等の意識の共有を図る観点から、地域協議会において相談援助活動に関するママコミュニティ等を作成するなどの取り組みも有効であると考えられる。</p>

改正後

現行

(新規挿入：別添1)
ケース進行管理台帳

番号	児童氏名	生年月日 年齢	児童 の 所属	保護者 氏名・住所	相 談 受理日	管理記録				備考	
						第1回	第2回	第3回	第4回		
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					



雇児総発第0123003号

平成19年1月23日

各
 都道府県
 指定都市
 児童相談所設置市
 児童福祉主管部（局）長
 母子保健主管部（局）長
 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



子ども虐待対応の手引きの改正について

児童虐待により子どもの尊い命が失われるなどの深刻な事件が頻発しており、児童相談所における立入調査や一時保護等の措置が迅速かつ確実に行われるとともに、関係機関相互の連携強化を図るなど、子どもの安全確保を最優先とした対応を行うことが緊喫の課題となっている。

このため、児童相談所における児童虐待の対応を強化するため、今般、別添のとおり、「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日児企第11号）を改正したものである。

については、児童虐待防止の徹底が図られるよう、今般の改正の内容についてご了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に対し、積極的な周知を図られたい。

なお、通知の主な改正内容は別紙のとおりであるので、参考とされたい。

(別 紙)

○子ども虐待対応の手引きの主な改正内容

1 安全確認に関する基本ルールを設定

- ・ 児童相談所の虐待対応において、迅速かつ的確な対応が求められていることから、安全確認を行う時間ルールを設定し、48時間以内が望ましい旨を明記する。

2 「きょうだい」事例への対応を明確化

- ・ 「きょうだい」事例の場合、ハイリスク家庭として対応することを徹底し、虐待の兆候が認められた場合には、危険度が高いことを踏まえ、一時保護の実施を含めた積極的な対応を検討することを明確化する。あわせて、一時保護決定に向けてのアセスメントシートを見直す。

子ども対応の新旧対照表

子ども虐待対応の手引き

改正後	現行
<p>第1章 子ども虐待の援助に関する基本事項</p> <p>4. 援助に際しての留意事項</p> <p>(2) 組織的な対応</p> <p>子ども虐待への援助は、担当者一人の判断で行うことを避けなければならない。発見や通告があれば、即刻受理会議を開いて調査やアプローチの方法、あるいは一定の評価を機関として行わなければならない。その後も情報の収集や機関連携、援助の方向などを組織的協議に則って進めていく必要がある。特に困難な保護者への対応、ポイントとなる調査や機関協議などは複数の職員で対応することを心がけねばならない。担当者一人に負担がかかり過ぎないように組織としてサポートしなければならないし、一視点による判断の弱点を組織としてカバーすることに留意しなければならない。また、総合的、多面的に問題をとらえ、よりの確な評価や判断を行うために、個別事例の取扱いを含め都道府県等の児童福祉担当部局との連携を密にするほか、児童福祉審議会や要保護児童対策地域協議会などを積極的に活用するよう心がけるべきである。</p>	<p>第1章 子ども虐待の援助に関する基本事項</p> <p>4. 援助に際しての留意事項</p> <p>(2) 組織的な対応</p> <p>子ども虐待への援助は、担当者一人の判断で行うことを避けなければならない。発見や通告があれば、即刻受理会議を開いて調査やアプローチの方法、あるいは一定の評価を機関として行わなければならない。その後も情報の収集や機関連携、援助の方向などを組織的協議に則って進めていく必要がある。特に困難な保護者への対応、ポイントとなる調査や機関協議などは複数の職員で対応することを心がけねばならない。担当者一人に負担がかかり過ぎないように組織としてサポートしなければならないし、一視点による判断の弱点を組織としてカバーすることに留意しなければならない。また、総合的、多面的に問題をとらえ、よりの確な評価や判断を行うために、児童福祉審議会や要保護児童対策地域協議会などを積極的に活用するよう心がけるべきである。</p>
<p>第4章 調査及び保護者・子どもへのアプローチ</p> <p>1. 調査 (安全確認) における留意事項は何か</p> <p>(4) 調査 (安全確認) に際しての留意事項</p> <p>① 調査の迅速性の確保</p> <p>虐待は子どもの生命に関わる問題であり、迅速かつ的確な子ども安全確認を行う必要がある。このため、児童虐待防止法においても、市町村や都道府県設置する福祉事務所、児童相談所が虐待通告等を受けた場合には、速やかに子どもの安全確認を行うよう努めなければならないものとされている。(児童虐待防止法第8条)。</p> <p>この場合の「速やかに」は、何時間以内といった具体的な期限を示すものではないが、事例によっては直ちに安全の確認、緊急保護の必要な場合もある。</p>	<p>第4章 調査及び保護者・子どもへのアプローチ</p> <p>1. 調査 (安全確認) における留意事項は何か</p> <p>(4) 調査 (安全確認) に際しての留意事項</p> <p>① 調査の迅速性の確保</p> <p>虐待は子どもの生命に関わる問題であり、迅速かつ的確な子ども安全確認を行う必要がある。このため、児童虐待防止法においても、市町村や都道府県設置する福祉事務所、児童相談所が虐待通告等を受けた場合には、速やかに子どもの安全確認を行うよう努めなければならないものとされている。(児童虐待防止法第8条)。</p> <p>この場合の「速やかに」は、何時間以内といった具体的な期限を示すものではないが、事例によっては直ちに安全の確認、緊急保護の必要な場合もある。</p>

改正後

通告の段階で特に緊急性が予測される場合などには、直ちに対応すべきであるが、生命に関わるなど重大な事件が発生する前の対応を進める上で、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とするべきである。

こうした観点から、虐待通告（「送致」を含む。）を受けた場合であつて、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに緊急受理会議を開催し、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法等の対応方針を決定する。

なお、安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定められた時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、48時間以内とすることが望ましい。

また、こうした初期対応のほか、必要に応じて、後日、追加的なアセスメントを適切に実施する。

現行

通告の段階で特に緊急性が予測される場合などには、直ちに対応すべきであるが、生命に関わるなど重大な事件が発生する前の対応を進める上で、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とするべきである。

これまでも児童相談所においては早期の安全確認の努力がなされているが、児童虐待防止法に基づき努力義務が課せられていることに留意しなければならない。

（参考）参議院法務委員会議録（平成12年5月16日）から抜粋
 質疑者 「児童相談所長が通告や送致を受けたとき「速やかに、当該児童の安全確認を行うよう努める」とありますが、この「速やかに」というのはどのくらいの時間を想定しているのでしょうか。」

答弁者 「ただいまご指摘の点でありまらずけれども、この「速やかに」という点は現場で実務に当たっている方々が大変に注視されている点であるという常に認識を持って対応をしておりますが、「速やかに」とはこの点を御答弁させていただきたいと思いますが、「速やかに」とはできるだけ早急にとという意味でありまして、具体的に何時間以上かかれば違法になるというものではございません。ただ、この条項の立案に際しましては、埼玉県の子どもの児童相談所が通告を受けた時点から48時間以内に安全確認を行うこととなっておりまして、それを参考にいたしましたことは事実でございます。」

[事例 II]

児童相談所で情報を把握している、ネグレクトが疑われる状態で徘徊する傾向がある子どもについて、警察での発見や保護が行われた場合には、児童相談所に通告をしてもらうよう、警察に連絡し協力を依頼。警察から通告があり児童相談所において一時保護。保護者に一時保護している旨伝え、保護者への指導の端緒が得られた。

[事例 III]

保護者への接近が困難な小学校高学年の虐待を受けた子ども。一時保護や施設で保護することが可能であること、また緊急の場合には、児童相談所や警察へ保護を申し出るように学校の場を利用してあらかじめ情報を伝達。児童相談所から警察へは状況を伝え緊急の場合の保護、児童相談所への通告等の協力を依頼。結局子ども自身が警察に保護を求め、警察からの通告により児童相談所が一時保護をした。

[事例 IV]

重度の知的障害児に対する身体的虐待及びネグレクトのケース。市ネットワークから警察署に、警察で保護した場合、児童相談所に通告してもらうことを依頼していたが、この子どもが警察に保護されたため、警察から児童相談所へ通告がなされ、その子どもは2週間の一時保護となった。

[事例 V]

学校から、ネグレクトの疑いで子ども家庭支援センターに通告の入った小学生。食事も満足に与えられていない様子で、お菓子の万引きや、「道が判らなくなった」と言っては食べ物をねだる事が繰り返されていた。児童相談所に通告し、児童相談所・学校・警察と子ども家庭支援センターとで関係者会議を開催。児童相談所と支援センターで訪問すると同時に、警察にも保護が行われた場合の児童相談所への通告を依頼。警察からの通告で児童相談所による一時保護につながった。

改正後	現行
<p>7. 立入調査に当たったの留意点は何か (2) 立入調査の執行にあたる職員 立入調査には予測される事態に備え、調査にあたる職員を複数選任する。 児童福祉司、相談員、スーパーバイザー等を基本として、子どもの心身の 状態や性別に配慮し、保護や入院の必要性を的確に診断することのできる 医師（小児科医、児童精神科医等）や保健師の同行も有効である。 また、これら児童相談所職員のほか、都道府県が設置する福祉事務所の 社会福祉主事または都道府県において直接児童福祉に関する事務に従事す る職員も立入調査の執行に当たることができる。</p>	<p>7. 立入調査に当たったの留意点は何か (2) 立入調査の執行にあたる職員 立入調査には予測される事態に備え、調査にあたる職員を複数選任する。 児童福祉司、相談員、スーパーバイザー等を基本として、子どもの心身の 状態や性別に配慮し、保護や入院の必要性を的確に診断することのできる 医師（小児科医、児童精神科医等）や保健師の同行も有効である。 また、これら児童相談所職員のほか、福祉事務所の社会福祉主事、都道 府県または市町村において直接児童福祉に関する事務に従事する職員も立 入調査の執行に当たることができる。</p>

改正後

第5章 一時保護

表5-2 一時保護決定に向けてのアセスメントシート

① 当事者が保護を求めている? はい

子ども自身が保護・救済を求めている

保護者が、子どもの保護を求めている *

② 当事者の訴える状況が差し迫っている? はい

確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど

このままでは「何をしてくるか分からない」「殺してしまえそう」などの訴えなど

③ すでに虐待により重大な結果が生じている? はい

性的虐待 (性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患)

外傷 (外傷の種類と箇所:)

ネグレクト

例: 栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、()

④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い? はい

乳幼児

生命に危険な行為

例: 頭部打撃、顔面攻撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、()

性的行為に至らない性的虐待、()

現行

第5章 一時保護

表5-2 一時保護決定に向けてのアセスメントシート

① 当事者が保護を求めている? はい

子ども自身が保護・救済を求めている

保護者が、子どもの保護を求めている *

② 当事者の訴える状況が差し迫っている? はい

確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど

このままでは「何をしてくるか分からない」「殺してしまえそう」などの訴えなど

③ すでに虐待により重大な結果が生じている? はい

性的虐待 (性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患)

外傷 (外傷の種類と箇所:)

ネグレクト

例: 栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、()

④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い? はい

乳幼児

生命に危険な行為

例: 頭部打撃、顔面攻撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、()

性的行為に至らない性的虐待、()

改正後

⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い？

はい

新旧混在した傷、入院歴、()

過去の介入

例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、他の「きょうだいの虐待歴」()

保護者に虐待の認識・自覚なし

保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱

⑥ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている？

はい

保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、()

面接場面での様子

例：無表情、表情が暗い、鬱的体の緊張、過度のスキンシップを求め()

虐待に起因する身体的症状

例：発育・発達遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛、()

⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因がある？

はい

子どもへの拒否的感情・態度

例：拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産、()

精神状態の問題

例：鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ、()

性格的問題

例：衝動的、攻撃的、未熟性、()

アルコール・薬物等の問題

例：現在常用している、過去に経験がある、()

児童相談所等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない

家族・同居者間での暴力(D.V等)、不和

日常的に子どもを守る人がいない

現行

⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い？

はい

新旧混在した傷、入院歴、()

過去の介入

例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、()

保護者に虐待の認識・自覚なし

保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱

⑥ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている？

はい

保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、()

面接場面での様子

例：無表情、表情が暗い、鬱的体の緊張、過度のスキンシップを求め()

虐待に起因する身体的症状

例：発育・発達遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛、()

⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因がある？

はい

子どもへの拒否的感情・態度

例：拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産、()

精神状態の問題

例：鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ、()

性格的問題

例：衝動的、攻撃的、未熟性、()

アルコール・薬物等の問題

例：現在常用している、過去に経験がある、()

児童相談所等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない

家族・同居者間での暴力、不和

日常的に子どもを守る人がいない

改正後

③ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等 はい

- 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等
- 例：発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患、()
- 子どもの問題行動
- 例：攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、異食、過食、()
- 保護者の生育歴
- 例：被虐待歴、愛されなかつた思い、()
- 養育態度・知識の問題
- 例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足 ()
- 家族状況
- 例：保護者等（祖父母、養父母等を含む）の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産ひとり親家庭等 ()

現行

③ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等 はい

- 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等
- 例：発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患、()
- 子どもの問題行動
- 例：攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、異食、過食、()
- 保護者の生育歴
- 例：被虐待歴、愛されなかつた思い、()
- 養育態度・知識の問題
- 例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、()

改正後

第11章 関係機関との連携の実際
2. 要保護児童対策地域協議会
(2) 要保護児童対策地域協議会の運営
①業務

ア. 地域協議会は、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う（児福法第25条の2第2項）。
イ. 地域協議会については、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援の内容の協議を行うことを念頭に、要保護児童対策調整機関や地域協議会の構成員に対しては、個別ケース検討会議（個別ケースについて担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することとはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待される。現在、市町村で取組が進みつつある児童虐待防止ネットワークについては、市町村の規模や児童家庭相談体制にもよるが、以上のような三層構造となっていることが多い。

【代表者会議】

- ・ 地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。
 - ・ ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するために、は、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者（管理職）レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されとともに、実務者レベルで人事異動があつた場合においても、責任者（管理職）の理解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の低下を最低限に抑えることが可能となる。
 - ・ 会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。
 - ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
 - ② 実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価
- 【実務者会議】
- ・ 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

現行

第11章 関係機関との連携の実際
2. 要保護児童対策地域協議会
(2) 要保護児童対策地域協議会の運営
①業務

ア. 地域協議会は、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う（児福法第25条の2第2項）。
イ. 地域協議会については、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援の内容の協議を行うことを念頭に、要保護児童対策調整機関や地域協議会の構成員に対しては、個別ケース検討会議（個別ケースについて担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することとはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待される。現在、市町村で取組が進みつつある児童虐待防止ネットワークについては、市町村の規模や児童家庭相談体制にもよるが、以上のような三層構造となっていることが多い。

【代表者会議】

- ・ 地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。
 - ・ ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するために、は、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者（管理職）レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されとともに、実務者レベルで人事異動があつた場合においても、責任者（管理職）の理解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の低下を最低限に抑えることが可能となる。
 - ・ 会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。
 - ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
 - ② 実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価
- 【実務者会議】
- ・ 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

改正後

- ① 全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、援助方針の見直し等
- ② 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ③ 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- ④ 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- ⑤ 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告
- 【個別ケース検討会議】
- ・ 個別の要保護児童について、その子どもにも直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、その子どもにも対応する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。その対象は、当然のことながら、虐待を受けた子どもに限られるものではない。
 - ・ 個別ケース検討会議の構成員も、地域協議会の構成員である以上、守秘義務が課せられているので、関係機関等の間で積極的な情報提供を行い、要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討することが期待される。
 - ・ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。
- ① 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断
- ② 要保護児童の状況の把握や問題点の確認
- ③ 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- ④ 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ⑤ ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
- ⑥ 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
- ⑦ 次回会議（評価及び検討）の確認
- なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。

現行

- ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ② 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- ③ 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- ④ 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告
- 【個別ケース検討会議】
- ・ 個別の要保護児童について、その子どもにも直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、その子どもにも対応する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。その対象は、当然のことながら、虐待を受けた子どもに限られるものではない。
 - ・ 個別ケース検討会議の構成員も、地域協議会の構成員である以上、守秘義務が課せられているので、関係機関等の間で積極的な情報提供を行い、要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討することが期待される。
 - ・ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。
- ① 要保護児童の状況の把握や問題点の確認
- ② 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- ③ 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ④ ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
- ⑤ 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
- ⑥ 次回会議（評価及び検討）の確認
- なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。

改正後

ウ. 児童虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、また、児童相談所と市町村の役割分担が曖昧になるおそれもあることから、市町村内における全ての虐待ケースに関して地域協議会において絶えず、ケースの主担当機関及び主たる援助者（キーパーソン）をフォロウし、ケースの進行管理を進めていくことが必要である。こうした観点から地域協議会の調整機関において、全ケースについて進行管理台帳（図11-1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば、3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことが適当である。

エ. 市町村の規模や関係機関の多寡等によつては、幅広い関係機関を構成し、代表者会議や実務者会議への参加を通じて問題意識の共有や必要に忠じ的確な対応を取るための体制の確保を図りつつ、個別ケース検討会議については、対象とするケースの性質に応じて参加機関等を選定することも考えられる。

例えば、教育関係機関については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報については教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとしつつ、個別ケース検討会議には、教育委員会に加え、検討の対象となるケースに直接関係する学校等の関係者を参加させるといった手法も考えられる。

また、地域協議会の対象は、虐待を受けている子どものほか、非行児童や障害児なども含まれることも踏まえ、虐待、非行、障害などの分科会を設けて対応することも考えられる。

エ. 個別ケース検討会議においては、関係機関が対応している事例について危険度や緊急度の判断、子どもに対する具体的な支援の内容について検討を行うことが適当である。また、個別ケース検討会議への個別の要保護児童等に関する情報の提供については、あらかじめ子どもや保護者の理解を得ておくことが望ましいが、その子どもの保護のために特に必要がある場合であつて、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。

カ. 地域協議会は、施設から一時的に帰宅した子どもや、施設を退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されるところであり、児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもたちの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取り組みを実施することが期待される。

現行

ウ. 市町村の規模や関係機関の多寡等によつては、幅広い関係機関を構成し、代表者会議や実務者会議への参加を通じて問題意識の共有や必要に忠じ的確な対応を取るための体制の確保を図りつつ、個別ケース検討会議については、対象とするケースの性質に応じて参加機関等を選定することも考えられる。

例えば、教育関係機関については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報については教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとしつつ、個別ケース検討会議には、教育委員会に加え、検討の対象となるケースに直接関係する学校等の関係者を参加させるといった手法も考えられる。

また、地域協議会の対象は、虐待を受けている子どものほか、非行児童や障害児なども含まれることも踏まえ、虐待、非行、障害などの分科会を設けて対応することも考えられる。

エ. 個別ケース検討会議においては、個別の要保護児童等に関する情報の提供について、あらかじめ子どもや保護者の理解を得ておくことが望ましいが、その子どもの保護のために特に必要がある場合であつて、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。

オ. 地域協議会は、施設から一時的に帰宅した子どもや、施設を退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されるところであり、児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもたちの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取り組みを実施することが期待される。

改正後

キ、また、支援が必要であるにもかかわらず、連絡先等が不明となつてしまった子どもや保護者等に関する情報を共有し、これらの者を早期に見し、必要な支援を行うことも期待される。

②相談から支援に至るまでの流れ
 個別の相談、通報から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じて様々な形態により運営されることとなるが、一つのモデルを示すと以下のとおりとなる。(図11-2参照)

- 【相談、通報受理】
- ・ 関係機関等や地域住民からの要保護児童の相談、通報は事務局が集約する。
 - ・ 事務局は相談、通報内容を相談・通報受付票(図11-3参照)に記録する。
 - ・ 事務局は、関係機関等に事実確認を行うとともに、子どもの状況、所属する集団(学校・保育所等)、親や子どもの生活状況、過去の相談歴等、短期間に可能な情報を収集する。

- 【緊急度判定会議(緊急受理会議)の開催】
- ・ 緊急度判定会議を開催。相談・通報受付票をもとに、事態の危険度や緊急度の判断を行う。
 - ・ 緊急度判定会議は、事例に応じて参加機関を考え、随時開催する。電話連絡などで協議するなど柔軟な会議運営に心がける。
 - ・ 会議の経過及び結果は、会議録に記載し保存する。
 - ・ 緊急の対応(立入調査や一時保護)を要する場合は、児童相談所に通告する。
 - ・ 緊急を要しないが地域協議会の活用が必要と判断した場合は、個別ケース検討会議の開催や参加機関を決定する。

【調査】
 地域協議会において対応することとされた事例については、具体的な援助方針等の決定するに当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。

(略)

現行

カ、また、支援が必要であるにもかかわらず、連絡先等が不明となつてしまった子どもや保護者等に関する情報を共有し、これらの者を早期に見し、必要な支援を行うことも期待される。

②相談から支援に至るまでの流れ
 個別の相談、通報から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じて様々な形態により運営されることとなるが、一つのモデルを示すと以下のとおりとなる。(図11-1参照)

- 【相談、通報受理】
- ・ 関係機関等や地域住民からの要保護児童の相談、通報は事務局が集約する。
 - ・ 事務局は相談、通報内容を相談・通報受付票(図11-2参照)に記録する。
 - ・ 事務局は、関係機関等に事実確認を行うとともに、子どもの状況、所属する集団(学校・保育所等)、親や子どもの生活状況、過去の相談歴等、短期間に可能な情報を収集する。

- 【緊急度判定会議(緊急受理会議)の開催】
- ・ 緊急度判定会議を開催。相談・通報受付票をもとに、事態の危険度や緊急度の判断を行う。
 - ・ 緊急度判定会議は、事例に応じて参加機関を考え、随時開催する。電話連絡などで協議するなど柔軟な会議運営に心がける。
 - ・ 会議の経過及び結果は、会議録に記載し保存する。
 - ・ 緊急の対応(立入調査や一時保護)を要する場合は、児童相談所に通告する。
 - ・ 緊急を要しないが地域協議会の活用が必要と判断した場合は、個別ケース検討会議の開催や参加機関を決定する。

【調査】
 地域協議会において対応することとされた事例については、具体的な援助方針等の決定するに当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。

(略)

改正後

(3) 要保護児童対策調整機関

①趣旨
多くの関係機関等から構成される地域協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関を明確にするという責任体制の明確化が重要であることを踏まえ、地域協議会にはこうした業務を担う要保護児童対策調整機関(以下単に「調整機関」という。)を置くこととした。

②業務
ア. 調整機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う(児福法第25条の2第5項)。
イ. 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

(ア) 地域協議会に関する事務の総括

- ・協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備
- ・地域協議会の議事運営
- ・地域協議会の議事録の作成、資料の保管等
- ・個別ケースの記録の管理

(イ) 支援の実施状況の進行管理

- ・関係機関等による支援の実施状況の把握
- ・市町村内における全ての虐待ケースについて進行管理台帳(図11-1参照)を作成し、実務者会議等の場において、定期的に(例えば、3か月に1度)、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行う。

(ウ) 関係機関等との連絡調整

- ・個々のケースに関する関係機関等との連絡調整(個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。)

現行

(3) 要保護児童対策調整機関

①趣旨
多くの関係機関等から構成される地域協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関を明確にするという責任体制の明確化が重要であることを踏まえ、地域協議会にはこうした業務を担う要保護児童対策調整機関(以下単に「調整機関」という。)を置くこととした。

②業務
ア. 調整機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う(児福法第25条の2第5項)。
イ. 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

(ア) 地域協議会に関する事務の総括

- ・協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備
- ・地域協議会の議事運営
- ・地域協議会の議事録の作成、資料の保管等
- ・個別ケースの記録の管理

(イ) 支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整

- ・関係機関等による支援の実施状況の把握
- ・把握した支援の実施状況に基づき関係機関等との連絡調整(個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。)

改正後

5. 保健所、市町村保健センター等との連携
(1) 母子保健における子ども虐待への取り組み

(略)

① 母子保健における子ども虐待への取り組みについては、平成8年に「母子保健施策の実施について」(平成8年11月20日児発第933号厚生省児童家庭局長通知)の中で、乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業において、虐待兆候の早期発見に努めるとともに、保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら、学校保健、福祉等の諸施策と連携して、子ども虐待の防止に努めることが明記されている。その後、「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」(平成14年6月19日雇児発第0619001号厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長通知)、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する告示について」(平成15年5月1日厚生労働省告示第201号)、「児童虐待防止対策における適切な対応について」(平成16年1月30日雇児総発第0130001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「『家庭の養育力』に着目した母子保健対策の推進について」(平成16年3月31日雇児母発第0331001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)などの通知が發出され、保健所や市町村保健センター等が、関係機関との適切な連携の下に、養育力の不足している家庭に対して早期に必要な支援を行い、子ども虐待防止対策の取り組みを推進することが明記されている。

また、平成13年から開始された「健やか親子21(母子保健の2010年までの国民運動計画)」においても、保健所・市町村保健センター等ではこれまで明確ではなかった児童虐待対策を母子保健の主要事業の一つとして明確に位置付け、積極的な活動を展開するように提言されている。具体的な取組としては、一次予防として特にハイリスク母子に対して保健師、助産師等の周産期からの家庭訪問等による育児サポートとともに、乳幼児健康診査の場における母親の育児不安や親子関係の状況の把握に努め、未受診児の家庭に対して保健師による訪問指導等を行うなどの対応強化を求めている。また、医療機関と地域保健とが協力して虐待を受けた子どもへの発見、保護、再発防止、子どもの心身の治療、親子関係の修復、長期のフォローアップについての取組を進めるよう求めている。

なお、虐待の進行と予防の概念図については、図11-4参照

現行

5. 保健所、市町村保健センター等との連携
(1) 母子保健における子ども虐待への取り組み

(略)

① 母子保健における子ども虐待への取り組みについては、平成8年に「母子保健施策の実施について」(平成8年11月20日児発第933号厚生省児童家庭局長通知)の中で、乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業において、虐待兆候の早期発見に努めるとともに、保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら、学校保健、福祉等の諸施策と連携して、子ども虐待の防止に努めることが明記されている。その後、「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」(平成14年6月19日雇児発第0619001号厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長通知)、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する告示について」(平成15年5月1日厚生労働省告示第201号)、「児童虐待防止対策における適切な対応について」(平成16年1月30日雇児総発第0130001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「『家庭の養育力』に着目した母子保健対策の推進について」(平成16年3月31日雇児母発第0331001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)などの通知が發出され、保健所や市町村保健センター等が、関係機関との適切な連携の下に、養育力の不足している家庭に対して早期に必要な支援を行い、子ども虐待防止対策の取り組みを推進することが明記されている。

また、平成13年から開始された「健やか親子21(母子保健の2010年までの国民運動計画)」においても、保健所・市町村保健センター等ではこれまで明確ではなかった児童虐待対策を母子保健の主要事業の一つとして明確に位置付け、積極的な活動を展開するように提言されている。具体的な取組としては、一次予防として特にハイリスク母子に対して保健師、助産師等の周産期からの家庭訪問等による育児サポートとともに、乳幼児健康診査の場における母親の育児不安や親子関係の状況の把握に努め、未受診児の家庭に対して保健師による訪問指導等を行うなどの対応強化を求めている。また、医療機関と地域保健とが協力して虐待を受けた子どもへの発見、保護、再発防止、子どもの心身の治療、親子関係の修復、長期のフォローアップについての取組を進めるよう求めている。

なお、虐待の進行と予防の概念図については、図11-3参照

改正後	現行
<p>12. 警察との連携</p> <p>(1) 連携体制 <u>子どもの保護に向けて、児童相談所と警察署、都道府県児童福祉担当部局と都道府県警察本部のそれぞれにおいて連携体制を整備し、相互に情報を交換し、衆知を集めた対応が行えるようにする。</u></p> <p>(2) 児童相談所及び市町村との連携 (略)</p> <p>⑦ 警察への働きかけ <u>何かあったとき突然に警察に援助を依頼するのではなく、情報を把握した場合には、緊急性、危険性の評価をすともに対応方針を検討し、早い段階から相談するとともに、一時保護や児童福祉施設入所措置された子どもや保護者の状況についても警察との綿密な情報交換がなされるよう連携を強化する等、日頃からの情報の共有や意見交換の機会を持ち円滑な協力関係を作ることが必要である。</u></p> <p>⑧ 警察との連携事例 <u>以下、実際例を参考までに紹介する。</u></p> <p>[事例 I] <u>警察が虐待との通報を受け、保護者と子どもを警察で事情聴取した。体罰が行われており、親もしつげに困っていることから、警察官から児童相談所に相談するよう助言があり、また、児童相談所への通告も行われた。通告に基づき児童相談所から保護者への指導が開始された。</u></p> <p>[事例 II] <u>児童相談所で情報を把握している、ネグレクトが疑われる状態で徘徊する傾向がある子どもについても、警察での発見や保護が行われた場合には、児童相談所に通告をしてもらうよう、警察に連絡し協力を依頼。警察から通告があり児童相談所において一時保護。保護者に一時保護している旨伝え、保護者への指導の端緒が得られた。</u></p>	<p>12. 警察との連携</p> <p>(1) 児童相談所及び市町村との連携 (略)</p> <p>⑦ 警察への働きかけ <u>何かあったとき突然に警察に援助を依頼するのではなく、日頃からの情報の共有や意見交換の機会を持ち円滑な協力関係を作ることが必要である。</u></p>

〔事例 III〕

保護者への接近が困難な小学校高学年の虐待を受けた子ども。一時保護や施設で保護することが可能であること、また緊急の場合には、児童相談所や警察へ保護を申し出るように学校の場を利用してあらかじめ情報を伝達。児童相談所から警察へは状況を伝え緊急の場合の保護、児童相談所への通告等の協力を依頼。結局子どもも自身が警察に保護を求め、警察からの通告により児童相談所が一時保護をした。

〔事例 IV〕

重度の知的障害児に対する身体的虐待及びネグレクトのケース。市ネットワークから警察署に、警察で保護した場合は、児童相談所に通告してもらうことを依頼していたが、この子どもが警察に保護されたため、警察から児童相談所へ通告がなされ、その子どもは2週間の一時保護となった。

〔事例 V〕

学校から、ネグレクトの疑いで子ども家庭支援センターに通告の入った小学生。食事も満足に与えられていない様子で、お菓子の万引きや、「道が判らなくなった」と言っては食べ物をねだる事が繰り返されていた。児童相談所に通告し、児童相談所・学校・警察と子ども家庭支援センターと関係者会議を開催。児童相談所と支援センターで訪問すると同時に、警察にも保護が行われた場合の児童相談所への通告を依頼。警察からの通告で児童相談所による一時保護につながった。

改正後

現行

第13章 特別な視点が必要な事例への対応
1 「きょうだい」事例への対応

(1) 児童虐待の背景には、保護者の性格、経済、就労、夫婦関係、住居、近隣関係、医療的課題等の多様な問題が複合・連鎖的に作用し、構造的な問題となつて発生している。このことから、きょうだいがいる家庭で虐待が発生した場合には、ある時点でひとりの子にしか虐待の矛先が向いていないとしても、虐待が発生する構造的な問題が解決されていない限り、他の子に向かう可能性が強いことを意識して、その家族に対応しなければならぬ。

(2) したがって「きょうだい」がいる家庭で虐待が発生している場合には、虐待の対象となつていない他の子どもにもアセスメントを行い、虐待を受けた子どもとの児童記録票に別紙としてアセスメント結果を記入するとともに、担当機関（者）を定め、長期間にわたり動静を把握するなどの適切な対応を決めること。

なお、当該子どもについて虐待の徴候が認められた場合には、ただちに児童記録票を作成するとともに、「きょうだい」事例は、虐待の危険度が高いことを踏まえ、一時保護の実施を含めた積極的な対応を検討すること。

2 保護者がアルコール依存症の場合の対応

第13章 特別な視点が必要な事例への対応

1 保護者がアルコール依存症の場合の対応

改正後

現行

(新規挿入：図111-1)
ケース進行管理台帳

番号	児童氏名	生年月日 年齢	児童 の 所属	保護者 氏名・住所	相 談 受理日	管理記録				備考	
						第1回	第2回	第3回	第4回		
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					